

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ
湖南市実行委員会

第2回宿泊衛生専門委員会



日 時 : 令和6年2月27日(火) 10時00分より
場 所 : 湖南市役所東庁舎 3階 第3会議室

湖国の感動 未来へつなぐ



わたSHIGA輝く国スポ・障スポ

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会

2025



目 次

次 第	・ ・ ・	1
委員名簿	・ ・ ・	2
議 事		
第 1 号議案 わた SHIGA 輝く国スポ湖南省市弁当調達要項（案）	・ ・ ・	3
第 2 号議案 わた SHIGA 輝く国スポ湖南省市弁当調製施設選考基準（案）	・ ・ ・	5
第 3 号議案 わた SHIGA 輝く国スポ湖南省市弁当調製施設募集要領（案）	・ ・ ・	7
第 4 号議案 わた SHIGA 輝く国スポ湖南省市医療救護対策要項（案）	・ ・ ・	11
第 5 号議案 わた SHIGA 輝く国スポ湖南省市感染症（防疫）対策要項（案）	・ ・ ・	13
第 6 号議案 わた SHIGA 輝く国スポ湖南省市食品衛生対策要項（案）	・ ・ ・	15
第 7 号議案 わた SHIGA 輝く国スポ湖南省市環境衛生対策要項（案）	・ ・ ・	17
参考資料		
わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ湖南省市実行委員会会則	・ ・ ・	19
わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ湖南省市実行委員会専門委員会規程	・ ・ ・	23
わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ湖南省市宿泊基本計画	・ ・ ・	26
わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ湖南省市医事・衛生基本計画	・ ・ ・	28
わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ標準献立作成方針	・ ・ ・	29
別冊資料		
燃ゆる感動かごしま国体視察報告（宿泊衛生）		

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ湖南省実行委員会

第2回宿泊衛生専門委員会

次 第

1 開 会

2 委員長挨拶

3 報告事項

燃ゆる感動かごしま国体視察報告（宿泊衛生）

4 議 事

第1号議案 わた SHIGA 輝く国スポ湖南省弁当調達要項（案）

第2号議案 わた SHIGA 輝く国スポ湖南省弁当調製施設選考基準（案）

第3号議案 わた SHIGA 輝く国スポ湖南省弁当調製施設募集要領（案）

第4号議案 わた SHIGA 輝く国スポ湖南省医療救護対策要項（案）

第5号議案 わた SHIGA 輝く国スポ湖南省感染症(防疫)対策要項（案）

第6号議案 わた SHIGA 輝く国スポ湖南省食品衛生対策要項（案）

第7号議案 わた SHIGA 輝く国スポ湖南省環境衛生対策要項（案）

5 その他

6 閉 会

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ湖南省実行委員会
宿泊衛生専門委員会 委員名簿

令和 6 年 2 月 1 日現在
(順不同・敬称略)

委員長（1 名）

選出区分	所属機関・団体名	役職	氏名
産業・経済関係	滋賀県旅館ホテル生活衛生同業組合甲賀支部	支部長	林 初広

副委員長（1 名）

選出区分	所属機関・団体名	役職	氏名
産業・経済関係	一般社団法人湖南省観光協会	副会長	園部 俊治

委員（5 名）

選出区分	所属機関・団体名	役職	氏名
医療・福祉関係	一般社団法人甲賀湖南薬剤師会	副会長	長尾 晃裕
医療・福祉関係	甲賀食品衛生協会	会長	大福 修平
医療・福祉関係	一般社団法人甲賀湖南医師会	副会長	星山 俊潤
県関係	甲賀健康福祉事務所（甲賀保健所）	主幹	森岡 献一
市関係	健康政策課	課長	鈴木 規子

委員長 1 名、副委員長 1 名、委員 5 名

合計 7 名

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ湖南省実行委員会 事務局員名簿

実行委員会	役職	氏名
事務局長	部長	竹内 範行
事務局次長	次長	今村 典生
事務局員	課長	吉永 恵子
	係長	中村 作正
	主任主事	田中 一樹
	主事	岩山 南美

わた SHIGA 輝く国スポ・湖南市弁当調達要項（案）

（目的）

第 1 条 この要項は、わた SHIGA 輝く国スポに参加する選手・監督、役員等の大会参加者（以下「大会参加者」という。）に提供する昼食弁当（以下「弁当」という。）の調達について必要な事項を定めるものとする。

（実施方法）

第 2 条 大会参加者の弁当調達に係る業務は、関係機関、関係団体等の協力を得て、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ・湖南市実行委員会（以下「市実行委員会」という。）が実施するものとする。

（弁当調達計画）

第 3 条 弁当調達においては、あらかじめ必要数を把握し、適切な計画を作成するものとする。

（弁当の種類）

第 4 条 弁当の種類は、次の各号に掲げるものとする。

- （１）幹旋弁当 選手、監督、視察員及び報道員に幹旋する弁当をいう。
- （２）支給弁当 競技役員、競技補助員等に支給する弁当をいう。

（調達期間）

第 5 条 調達期間は、幹旋弁当にあつては大会の開催期間（公式練習日を含む。）、支給弁当にあつては大会の準備、運営等に係る業務に従事する期間のうち、市実行委員会が必要と認める期間とする。

（弁当の料金）

第 6 条 弁当の料金は、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ実行委員会（以下、「県実行委員会」という）が定める弁当調達要項等に準じるものとする。

（弁当調製施設の指定）

第 7 条 弁当調製施設の指定は、宿泊衛生専門委員会が行うものとする。

(指定取り消し)

第8条 指定取り消しは、前条の規定により受けた弁当調製施設が次の各号のいずれかに該当する場合に行うことができる。

- (1) 食品衛生法その他関係法令に基づく許可の取り消し、営業の全部又は一部の禁止若しくは期間を定めての停止処分を受けたとき。
- (2) 食品衛生法その他関係法令に基づく改善命令及び指導に速やかに従わないとき。
- (3) 弁当調製施設の業務を無断で第三者に委託したとき。
- (4) その他市実行委員会が不適當と認めたとき。

(弁当引換所の設置及び運営)

第9条 弁当引換所の設置及び運営は、衛生上の安全確保に配慮し適正に行うものとする。

(補則)

第10条

- (1) この要項に定めるもののほか、弁当の調達について必要な事項は、別に定めるものとする。
- (2) わたSHIGA輝く障スポにおける弁当調達業務については、県実行委員会が主体となって実施する。

附則

この要項は、令和6年2月27日から施行する。

わた SHIGA 輝く国スポ湖南省市弁当調製施設選考基準(案)

1 目的

この基準は、湖南省で開催する「わた SHIGA 輝く国スポ」(以下「大会」という。)に参加する選手、監督、役員、視察員、報道員その他関係者に斡旋し、又は支給する弁当の調製施設の選考基準について、必要な事項を定めることを目的とする。

2 大会に対しての理解と協力

大会に理解があり、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ湖南省実行委員会(以下「実行委員会」という。)が行う弁当調達業務に対して協力的であること。

3 弁当調達体制

弁当調達業務の運営に万全を期するため、実行委員会が指定する弁当業務代行事業者と指定弁当調製施設間相互において円滑な業務の連携が可能であること。

4 対象施設

- (1) 所在地の市町村税並びに消費税及び地方消費税の滞納がないこと。
- (2) 製造所が食品衛生法に基づく営業許可を受けていること。
- (3) 湖南省内に本社又は製造所を有している業者であること。ただし実行委員会が必要と認めた場合は、この限りではない。
- (4) 湖南省暴力団排除条例第 2 条第 1 号から第 2 号の暴力団及び暴力団員又はそれらと密接な関係を有する者ではないこと。

5 施設の衛生管理

- (1) 選考時点において過去 3 年間に食中毒発生の事故歴がないこと。
- (2) 食品衛生監視票が調査時点において 80 点以上であること。
- (3) 「大量調理施設衛生管理マニュアル」(平成 9 年 3 月 24 日付衛食第 85 号)や HACCP に沿った衛生管理に取り組む等、施設の管理運営及び整備が食品衛生法に基づき適正になされていること。
- (4) 検食として、原材料及び調理済み食品ごとに 50g 程度をビニール袋等清潔な容器に密封し、マイナス 20℃以下で 2 週間以上保存できること。
- (5) 検便は食品に直接接触する作業に従事する者(容器包装に入れられた食品を取り扱う作業のみ従事する者を除く)に対し、競技会開催前の 1 ヶ月以内に以下の項目について実施すること(赤痢菌・サルモネラ属菌・腸管出血性大腸菌及びノロウイルス(勧奨))。
- (6) 食品賠償保険等に参加していること。
- (7) 実行委員会から指摘された事項を改善することが可能であること。

6 施設の調製能力

- (1) 大会時提供可能数が、1回100食以上であること。
- (2) 前日午後6時までの受注に対し、消費期限を当日の午後2時までに設定した弁当を午前11時までの納入が可能であること。
- (3) 単価に応じた調製が可能であること。
- (4) 湖南市の特色を活かした弁当の調製が可能であること。
- (5) 栄養面及び食品構成を考慮したバランスの良い献立として「わた SHIGA 輝く国 スポ・障スポ標準献立作成方針」を目安とした提供が可能であること。
- (6) 実行委員会が指定する容器・包装紙等での提供が可能であること。
- (7) メニューの日替わりが4日分用意できること。
- (8) 実行委員会から指摘された事項を改善することが可能であること。

7 施設の対応能力

- (1) 冷蔵車など適切な温度管理のできる車両等による配達ができ、納入場所において弁当引換時間中の待機が可能であること。
- (2) 弁当付属品として、実行委員会の指示に沿ってお茶、割り箸、お手拭き及び持ち運び用袋等の提供ができること。
- (3) 実行委員会が指定する日時及び場所に搬入できること。また、同日に容器等を回収できること。
- (4) 弁当の名称、消費期限（時刻まで）、原材料名（食品添加物、アレルギー（特定原材料）、遺伝子組み換え等の表示を含む）、保存方法、栄養成分、早期の喫食の喚起、持ち帰りを禁止する旨等の実行委員会が指示する表示が可能であること。
- (5) 実行委員会が指定する日時に弁当献立及び写真の提供が可能であること。
- (6) 荒天等により大会が変更又は中止になった場合、実行委員会の指示に対応できること。
- (7) 実行委員会から指摘された事項を改善することが可能であること。

8 その他

この基準に定めるもののほか、必要な場合には別途協議をして定める。

わた SHIGA 輝く国スポ湖南省市弁当調製施設募集要領（案）

1 目的

この要項は、湖南省で開催する「わた SHIGA 輝く国スポ」に参加する選手、監督、役員、視察員、報道員その他関係者に斡旋し、又は支給する弁当の調製施設の募集を行うために必要な事項を定めることを目的とする。

2 業務内容

昼食弁当の調製、会場への配達及び弁当容器の回収

3 応募要件

わた SHIGA 輝く国スポ湖南省市弁当調製施設選考基準を満たすこと。

4 応募方法

次の書類を「8 提出・問い合わせ先」まで郵送または持参により提出すること。

- (1) 誓約書兼承諾書（様式第1号）
- (2) 調査票（様式第2号）
- (3) 食品衛生監視票の写し（応募日以前1年以内のもの）
- (4) 営業許可証の写し
- (5) 納税証明書（消費税及び地方消費税に未納の税額がないことを証明できるもの）
- (6) 食品賠償保険証の写し

5 募集期間

令和 年 月 日（ ）から令和 年 月 日（ ）まで

持参の場合は午前 時 分から午後 時 分まで（※土曜日、日曜日、祝日は除く）、郵送の場合は締切日必着。

6 選定方法

提出された誓約書兼承諾書等に基づき審査を行い、市実行委員会が弁当調製施設を選定する。選定の結果は、応募のあった全事業者あてに文書で通知する。

7 その他

- (1) 各様式は市実行委員会のホームページからダウンロードすること。
- (2) 書類の郵送費用等応募に要する費用は応募者の負担とする。
- (3) 提出された書類は返却しない。また、必要に応じて複写することがあるが市実行委員会の弁当調製業務に限り使用する。(食品衛生指導、税の滞納調査のため関係機関にその写しを提供する場合がある。)なお、法令等の規定に基づき開示を求められた場合を除き、第三者に提供又は開示しない。
- (4) 弁当調製施設として選定された場合でも、発注を確約するものではない。
- (5) 数量及び配達場所については、市実行委員会の指示によるものとする。

8 提出・問い合わせ先

〒520-3288 滋賀県湖南市中央一丁目1番地

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ湖南市実行委員会事務局

(湖南市役所 文化スポーツ課 国スポ・障スポ大会準備室内)

TEL : 0748-71-2325 FAX : 0748-72-2000

E-mail : kokuspo@city.shiga-konan.lg.jp

様式第 1 号

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ湖南省市弁当調製施設
誓約書兼承諾書

- わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ湖南省市実行委員会が行う弁当調達業務に協力します。
- 誓約書兼承諾書及び添付書類の記載事項については事実と相違ありません。
- わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ湖南省市弁当調製施設選考基準の内容を全て満たしていることを誓約します。
- 湖南省市暴力団排除条例（平成 23 年条例第 15 号）第 2 条の暴力団及び暴力団員又は密接関係者ではありません。
- 本誓約書兼承諾書を以て選考基準の内容について関係官庁等に調査、照会をすることを承諾します。

令和 年 月 日

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ湖南省市実行委員会

会長 生田 邦夫 様

所 在 地

応募者氏名（法人にあっては名称および代表者氏名）

電 話 番 号

F A X 番 号

添付書類

- （１）食品衛生監視票の写し（応募日以前 1 年以内のもの）
- （２）営業許可証の写し
- （３）納税証明書（消費税及び地方消費税に未納の税額がないことを証明できるもの）
- （４）食品賠償保険証の写し

わたSHIGA輝く国スポ湖南市弁当調製施設
調査票

施設概要	ふりがな			実行委員会記入欄		
	施設名			No.		
	ふりがな		ふりがな			
	代表者名		担当者名			
	所在地	〒 — —		(電話 — —)		
				(FAX — —)		
				(E-mail — —)		
弁当の調製	1	国スポに提供可能な食数			平日 (食)	
					土曜日 (食)	
					日曜日 (食)	
					祝日 (食)	
	2	前日午後6時までの受注、当日午前11時の納入			☐ 可	☐ 不可
	3	単価に応じた調製			☐ 可	☐ 不可
	4	湖南市の特色を活かした弁当の調製			☐ 可	☐ 不可
施設の対応	5	栄養面及び食品構成を考慮したバランスの良い献立の提供			☐ 可	☐ 不可
	6	実行委員会が指定する容器、包装紙等での提供			☐ 可	☐ 不可
	7	4日間メニューの日替わりが可能			☐ 可	☐ 不可
	8	冷蔵車等による適切な温度管理のできる車両等による配達・待機			☐ 可	☐ 不可
	9	実行委員会が指定する弁当付属品の提供			☐ 可	☐ 不可
	10	実行委員会が指定する日時及び場所への搬入、容器等の回収			☐ 可	☐ 不可
	11	弁当容器に実行委員会が指定する項目でのラベルシールの添付			☐ 可	☐ 不可
衛生管理	12	実行委員会が指定する日時に弁当献立及び写真の提供			☐ 可	☐ 不可
	13	荒天等による大会変更、中止による実行委員会の指示への対応			☐ 可	☐ 不可
	14	過去3年以内の食中毒の事故歴			☐ 無	☐ 有
	15	HACCPに沿った衛生管理（「大量調理施設衛生管理マニュアル」に基づく衛生管理を含む）等、施設の管理運営及び整備が食品衛生法に基づき適正になされている			☐ 可	☐ 不可
	16	検食として、原材料及び調理済み食品ごとに50g程度を清潔な容器に密封し-20℃以下、2週間以上の保存			☐ 可	☐ 不可
	17	競技会開催前の1か月以内に検便検査の実施			☐ 可	☐ 不可
	18	食品賠償保険等への加入			☐ 可	☐ 不可

※御回答のあった施設につきましては、後日ヒアリングを実施させていただくことがあります。

わた SHIGA 輝く国スポ湖南省市医療救護対策要項（案）

1 趣旨

この要項は、「わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ湖南省市医事・衛生基本計画」に基づき、「わた SHIGA 輝く国スポ」（以下「大会」という。）における医療救護対策について万全を期するため、必要な事項を定めるものとする。

2 実施方法

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ湖南省市実行委員会（以下「市実行委員会」という。）は、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ実行委員会（以下「県実行委員会」という。）と相互に連絡調整を図るとともに、関係機関等の協力を得て医療救護対策を実施する。

3 救護所の設置

（1）設置場所

救護所は、競技会場の適切な場所に設置する。

（2）人員配置

救護所には、必要に応じて医師、看護師、事務職員等を置く。

（3）その他

救護所には、医薬品（ドーピング禁止物質を含有しないものに限る。以下同じ。）を配備するとともに、必要に応じて医療器具、AED（自動体外式除細動器）等を配備する。

4 医療救護体制

（1）救護所における医療救護

救護所では、傷病者に対する応急処置を行うほか、必要に応じて医療機関に移送する。

（2）練習会場における医療救護

練習会場に医薬品等を配備するとともに、必要に応じて係員等を配置する。

（3）炬火イベント等における医療救護

本市内における炬火イベント等の開催に際しては、必要に応じて医療救護を実施する。

(4) 宿舎における医療救護

大会参加者等が、宿舎において発病又は負傷した場合には、宿舎提供者が必要に応じて医療機関の紹介、または、救急自動車の出動依頼を行うとともに、その旨を速やかに本市実施本部に連絡する。また、市実行委員会は、本役割について宿舎提供者への周知に努める。

(5) 救急自動車等の配備

救急自動車等の配備については、別途関係機関と協議して定める。

(6) 医療費の負担

救護所での応急処置に係る費用及び救急自動車等による移送費用を除き、医療費は全て受診者が負担するものとする。

5 その他

(1) この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

(2) リハーサル大会における医療救護対策についても、この要項を準用する。

(3) わた SHIGA 輝く障スポにおける医療救護対策については、県実行委員会が主体となって実施する。

附則

この要項は、令和6年2月27日から施行する。

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ・湖南省感染症（防疫）対策要項（案）

1 趣旨

この要項は、「わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ・湖南省医事・衛生基本計画」に基づき、「わた SHIGA 輝く国スポ」（以下「大会」という。）における感染症（防疫）対策について万全を期するため、必要な事項を定めるものとする。

2 実施方法

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ・湖南省実行委員会は、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ実行委員会と相互に連絡調整を図るとともに、関係機関および関係団体等（以下「関係機関等」という。）の協力を得て、感染症（防疫）対策を実施する。

3 感染症（防疫）対策

（1）防疫に対する知識の普及および意識の啓発

選手・監督、役員、視察員、報道員、その他の関係者および一般観覧者（以下、「参加者等」という。）の感染症の発生予防のため、県、県実行委員会、関係機関・団体等の協力を得て、ホームページや SNS 等を活用した広報活動等の実施により、防疫に関する正しい知識の普及及び意識の啓発を図る。

（2）健康管理

参加者等が利用する宿舍および食品提供施設等は、参加者等に感染症予防のため、手洗いや咳エチケット等の基本的な感染症対策を周知し、業務従事者の健康管理に努める。

（3）感染症患者の発生時の措置

大会参加者等に感染症患者が発生した場合は、患者に対して医療機関に関する情報を迅速に提供するなど、適切な治療を受けられるよう努めるとともに、感染の拡大防止に向けて感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等に基づき必要な措置を講じる。

（4）緊急連絡体制の整備

参加者等に感染症患者が発生した場合に備え、関係機関が迅速に対応できるよう、緊急時の連絡体制を整備する。

4 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。
- (2) リハーサル大会における感染症（防疫）対策についても、この要項を準用する。
- (3) 「わた SHIGA 輝く障スポ」については、県実行委員会が主体となって実施する。

附則

この要項は、令和6年2月27日から施行する。

わた SHIGA 輝く国スポ湖南市食品衛生対策要項（案）

1 趣旨

この要項は、「わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ湖南市医事・衛生基本計画」に基づき、「わた SHIGA 輝く国スポ」（以下「大会」という。）における食品衛生対策について万全を期するため、必要な事項を定めるものとする。

2 実施方法

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ湖南市実行委員会（以下「市実行委員会」という。）は、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ実行委員会（以下「県実行委員会」という。）と相互に連絡調整を図るとともに、関係機関等の協力を得て食品衛生対策を実施する。

3 食品衛生対策

（1）食品衛生に対する意識の向上

食品関係事業者、大会参加者等に食品衛生に関する意識の向上を図り、食品の衛生的取扱いの向上を図る。

（2）指導

県、関係機関・団体等と連携し、宿泊施設、弁当調製事業者および競技会場の食品販売店に対して指導を行い、食品の衛生的取扱いの向上に努める。

（3）健康管理

県、関係機関・団体等と連携し、食品関係事業者に対し、食中毒の発生予防を重点とした従事者の健康管理の徹底及び病原体保有者の発見に向けた検査の実施を励行するよう指導する。

（4）食中毒発生時の対応

大会参加者等に食中毒ならびに食中毒が疑われる症状等が発生した場合は、食品衛生法等に基づき必要な措置を講じるとともに、関係機関が迅速に対応できるよう、必要な連絡体制を整備する。

4 その他

（1）この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

（2）リハーサル大会における食品衛生対策についても、必要に応じてこの要項を準用する。

（3）わた SHIGA 輝く障スポにおける食品衛生対策については、県実行委員会が主体となって実施する。

附則

この要項は、令和６年２月２７日から施行する。

わた SHIGA 輝く国スポ湖南省環境衛生対策要項（案）

1 趣旨

この要項は、「わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ医事・衛生基本計画」に基づき、「わた SHIGA 輝く国スポ」（以下「大会」という。）における環境衛生対策について万全を期するため、必要な事項を定めるものとする。

2 実施方法

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ湖南省実行委員会は、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ実行委員会（以下「県実行委員会」という。）と相互に連絡調整を図るとともに、関係機関等の協力を得て環境衛生対策を実施する。

3 環境衛生対策

（１）環境衛生に対する意識の向上

関係機関・団体等と連携し、市民及び大会参加者等の環境衛生に対する意識の向上を図り、環境美化の推進に努める。

（２）会場の環境美化

関係機関・団体等と連携し、競技会場及び練習会場等の衛生管理体制を確立し、会場を清潔に保持するよう努める。

（３）生活環境の美化

関係機関・団体等と連携し、会場、宿舎等の周辺における道路、河川、公園等公共の場所の清掃を積極的に行うとともに、ごみの不法投棄、ポイ捨ての防止に向けた啓発に努める。

（４）宿舎の衛生対策

関係機関・団体等と連携し、宿舎の管理者に対し、宿泊者が快適な条件のもと過ごせるよう環境衛生の保持に努めるよう指導する。

（５）ごみ等の発生抑制

大会参加者等に対して、ごみの持ち帰りを励行するなど、会場等におけるごみ等の発生抑制（リデュース）を推進する。回収を行う場合は、分別を徹底するとともに、可能な限りリユースおよびリサイクルに努める。

4 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。
- (2) リハーサル大会における環境衛生対策についても、必要に応じてこの要項を準用する。
- (3) わた SHIGA 輝く障スポにおける環境衛生対策については、県実行委員会が主体となって実施する。

附則

この要項は、令和6年2月27日から施行する。

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ湖南省実行委員会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、わたSHIGA輝く国スポ・障スポ湖南省実行委員会（以下「実行委員会」という。）と称する。

(目的)

第2条 実行委員会は、第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会において、湖南省で開催される競技会（以下「競技会」という。）の円滑な運営に必要な準備を行うことを目的とする。

(所掌事項)

第3条 実行委員会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項を行う。

- (1) 競技会の開催に必要な方針及び計画の決定に関すること。
- (2) 競技会の開催に係る準備に関すること。
- (3) 競技会の開催に必要な施設及び設備の整備に関すること。
- (4) 競技会の開催及び準備のための経費に関すること。
- (5) 関係競技団体、関係団体及び関係機関との連絡調整に関すること。
- (6) その他実行委員会の目的達成に必要な事項に関すること。

第2章 組織

(組織)

第4条 実行委員会は、会長及び委員をもって組織する。

2 委員は、次の号に掲げる者のうちから会長が委嘱する。

- (1) 市を代表する者
- (2) 市議会議員
- (3) 関係競技団体、関係団体及び関係機関を代表する者
- (4) その他会長が特に必要と認める者

(役員)

第5条 実行委員会に、次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 常任委員 35名以内
- (4) 監 事 2名

(役員を選任)

第6条 会長は、湖南省長をもって充てる。

2 副会長及び常任委員は、総会の承認を得て、委員のうちから会長が委嘱する。

3 監事は、総会の承認を得て会長が委嘱する。

(役員の職務)

第7条 会長は、実行委員会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、あらかじめ会長が指名した順位により、その職務を代理する。

3 常任委員は、常任委員会を構成し、第12条第7項に掲げる事項を審議する。

4 監事は、実行委員会の財務を監査する。

(任期等)

第8条 委員及び役員（以下「委員等」という。）の任期は、委嘱されたときから実行委員会の目的が達成された時までとする。ただし、委員等が就任時におけるそれぞれの所属の団体又は機関の役職を離れた場合は、その委員等は辞任したものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

2 会長は、委員等に特別な事情が生じたときは、その職を解き、必要に応じて補充することができる。

3 会長は、前2項の規定により委員等の変更があった場合は、次の総会において報告する。

4 委員等は、無報酬とする。

(顧問及び参与)

第9条 実行委員会に、顧問及び参与を置くことができる。

2 顧問及び参与は、会長が委嘱する。

3 顧問は、会務の重要な事項について、会長の諮問に応じ助言を行う。

4 参与は、会長が必要と認める事項について、会長の諮問に応じ助言を行う。

5 前条の規定は、顧問及び参与の任期等について準用する。

第3章 会議

(会議の種類)

第10条 実行委員会に、次の各号に掲げる会議を置く。

(1) 総会

(2) 常任委員会

(3) 専門委員会

(総会)

第11条 総会は、会長及び委員をもって構成する。

2 総会は、必要に応じて会長が招集する。

3 総会の議長は、会長又は会長が指名した者がこれに当たる。

4 総会は、次の各号に掲げる事項について審議し、議決する。

(1) 競技会の開催に係る基本方針に関すること。

(2) 会則の制定及び改廃に関すること。

(3) 事業計画及び事業報告に関すること。

(4) 予算及び決算に関すること。

(5) 常任委員会に委任する事項に関すること。

(6) その他、重要な事項に関すること。

5 総会は、委員の過半数の出席がなければ開会し、議決することはできない。ただし、総会に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項について、代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わることができる。この場合において、当該委員は、出席したものとみなす。

6 総会の議事は、出席委員（代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わった者を含む。）の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

7 会長は、必要があると認めるときは、委員に、事前に送付した議案に対し書面をもって表決を求め、その結果を総会の議決に代えることができる。

8 会長は、必要に応じて顧問及び参与に総会への出席を求めることができる。

- 9 会長は、災害その他特別の理由により会議を招集できないと認めるときは、議決を要する事項および議決日をあらかじめ通知し、書面により表決する方法によりこれを決することができる。この場合において、当該議決日を会議の開催日とし、当該書面の提出があった者を出席者とみなす。

(常任委員会)

第12条 常任委員会は会長、副会長及び常任委員をもって構成する。

- 2 委員長は、会長をもって充てる。
- 3 副委員長は、副会長のうちから会長が指名する。
- 4 常任委員会は、必要に応じ委員長が招集する。
- 5 常任委員会の議長は、委員長又は委員長が指名した者がこれに当たる。
- 6 委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。
- 7 常任委員会は、次の各号に掲げる事項について審議し、決定する。
 - (1) 総会から委任された事項に関すること。
 - (2) 専門委員会の設置、専門委員会への付託及び委任事項に関すること。
 - (3) 総会を招集するいとまがない緊急な事項に関すること。
 - (4) その他、委員長が必要と認める事項に関すること。
- 8 前条第5項及び6項の規定は、常任委員会について準用する。
- 9 常任委員会は、第7項の規定により審議決定した事項及び次条第3項の規定により専門委員会から報告があった事項を、必要に応じ次の総会に報告するものとする。

(専門委員会)

第13条 専門委員会は、会長が委嘱した専門委員をもって構成する。

- 2 専門委員会は、常任委員会から付託又は委任された事項について調査・審議し、その結果を常任委員会に報告しなければならない。
- 3 前2項に定めるもののほか、専門委員会に関して必要な事項は、常任委員会に諮った上で、会長が別に定める。

第4章 専決処分

(会長の専決処分)

- 第14条 会長は、総会及び常任委員会（以下「総会」という。）を招集するいとまがないとき、又は総会等の権限に属する事項で軽易なものについては、これを専決処分することができる。
- 2 会長は、前項の規定により専決処分したときは、これを次の総会等において報告し、その承認を得なければならない。

第5章 事務局

(事務局)

第15条 実行委員会の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局に関して必要な事項は、会長が別に定める。

第6章 会計

(経費)

第16条 実行委員会の経費は、交付金及びその他の収入をもって充てる。

(予算及び決算)

第17条 実行委員会の収支予算は、総会の議決により定め、収支決算は、監事の監査を経て総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第18条 実行委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。

2 実行委員会の会計に関して必要な事項は、会長が別に定める。

第7章 解散

(解散)

第19条 実行委員会は、第2条に規定する目的が達成されたときは、総会の議決を経て解散するものとする。

2 実行委員会が解散するときに有する残余財産は、総会の承認を得て、湖南省に帰属するものとする。

第8章 補則

(委任)

第20条 この会則に定めるもののほか、実行委員会の運営に関し、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この会則は、令和4年7月22日から施行する。

(書面又は電磁的記録による同意)

2 第11条、第12条及び第13条において会長が、会の目的である事項について提案した場合において、その提案につき委員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の議決があったものとみなす。

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ湖南省市実行委員会専門委員会規程

(趣旨)

第 1 条 この規程はわた SHIGA 輝く国スポ・障スポ湖南省市実行委員会会則第 13 条第 3 項の規定に基づき、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ湖南省市実行委員会専門委員会（以下「専門委員会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(専門委員会の名称等)

第 2 条 専門委員会の名称並びにわた SHIGA 輝く国スポ・障スポ湖南省市実行委員会常任委員会からの付託事項及び委任事項は別表のとおりとする。

(役員)

第 3 条 専門委員会に次に掲げる役員を置く。

- (1) 委員長 1 名
- (2) 副委員長 若干名

(役員を選任)

第 4 条 役員は、専門委員のうちからわた SHIGA 輝く国スポ・障スポ湖南省市実行委員会会長（以下「会長」という。）が委嘱する。

(任期)

第 5 条 専門委員の任期はわた SHIGA 輝く国スポ・障スポ湖南省市実行委員会が解散するときまでとする。

2 前項の規定にかかわらず、専門委員が就任時におけるそれぞれの所属する団体又は機関等の役職を離れた場合は、専門委員を辞任したものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

3 会長は専門委員に特別な事情が生じたときはその職を解き、必要に応じて補充することができる。

(委員長等の職務)

第 6 条 委員長は専門委員会を代表し、会務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名した副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第7条 専門委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

2 専門委員会の議長は、委員長又は委員長が指名した者がこれに当たる。

3 専門委員会の議事は出席委員の過半数の同意を持って決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。ただし、代理人に議決を委任した専門委員は出席したものとみなす。

4 専門委員会は必要があるときは、専門委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(専門部会)

第8条 専門委員会は、必要があると認めるときは、専門委員会に専門部会を設置し、専門的事項について調査研究を行わせ、その結果を報告させることができる。

2 専門部会は、会長が委嘱した者（以下「部会会員」という。）を持って構成する。

3 第3条から第7条までの規定は、専門部会について準用する。ただし、この場合において、これらの条文中の「専門委員会」とあるのは「専門部会」と、「委員長」とあるのは「部会長」と、「副委員長」とあるのは「副部会長」と、「専門委員」とあるのは「部会委員」と読み替えるものとする。

4 部会委員の任期は、専門委員の任期の例による。

(委任)

第9条 この規定に定めるもののほか、専門委員会の運営に関し、必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この規程は、令和5年2月15日から施行する。

別表（第2条関係）

名称	付託事項	委任事項
総務企画 専門委員会	1 総務企画に関すること。 2 財務に関すること。 3 観光及びおもてなしに関すること。 4 広報及び市民協働に関すること。 5 他の専門委員会に属さない事項に関すること。	左記付託する事項のうち、事業の実施に関すること。
競技式典 専門委員会	1 競技に関すること。 2 式典に関すること。 3 施設に関すること。 4 その他競技式典に関すること。	左記付託する事項のうち、事業の実施に関すること。
宿泊衛生 専門委員会	1 宿泊及び配宿計画に関すること。 2 食品衛生及び環境衛生に関すること。 3 医事衛生に関すること。 4 その他宿泊衛生に関すること。	左記付託する事項のうち、事業の実施に関すること。
輸送警備 専門委員会	1 輸送及び交通に関すること。 2 警備及び消防に関すること。 3 その他輸送警備に関すること。	左記付託する事項のうち、事業の実施に関すること。

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ湖南市宿泊基本計画

1 趣旨

「わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ湖南市開催推進総合計画」に掲げる宿泊基本方針を推進するため、その基本的な取り組みなどを示す「わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ湖南市宿泊基本計画」を策定する。

2 目的

「わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ」に参加する選手や監督をはじめ、湖南市を訪れるすべての方々を温かくお迎えし、宿泊施設その他関係団体との連携により、大会参加者が最良のコンディションで十分に活躍できるよう、安全で快適な宿舎の確保を図り、受け入れ体制に万全を期する。

3 内容

(1) 宿舎

- ア 大会参加者の宿舎は、原則として市内の旅館（旅館業法の許可を受けて営業を行う旅館、ホテル及び簡易宿所を言う。以下同じ。）を利用する。
- イ 市内の旅館で大会参加者の収容が困難な場合は、県・関係機関・団体等と協議のうえ、公共施設、近隣市町の旅館等を利用する。
- ウ 風紀上、衛生上及び安全対策上支障があると認められる宿舎は利用しない。

(2) 配宿

- ア 選手、監督及び競技会に関わる役員の配宿は、競技会場及び練習会場までの交通状況等を考慮し、大会運営に支障のないよう留意して行う。
- イ 選手及び監督の配宿は、都道府県別、競技別、競技種別及び男女別を考慮して割り当てる。
- ウ 役員、視察員、報道員等の宿舎は、原則として選手及び監督とは別にする。
- エ 大会参加者を近隣市町の宿舎に配宿する場合は、県と協議して行う。

(3) 宿泊料金

大会参加者の宿泊料金は、県と旅館等の関係団体との間で協議し、公益財団法人日本スポーツ協会において決定したものを適用する。

(4) 食事

大会参加者に提供する食事は、衛生的で栄養バランスがよく、地元の食材を取り入れた郷土色豊かなものを提供する。

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ湖南市医事・衛生基本計画

1 趣旨

「わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ湖南市開催推進総合計画」に掲げる医事・衛生基本方針を推進するため、その基本的な取り組みなどを示す「わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ湖南市医事・衛生基本計画」を策定する。

2 目的

「わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ」に参加する選手・監督をはじめ、大会に関わるすべての方々の健康を確保し、清潔かつ快適な環境のもとで十分な活躍と観覧ができるよう、県、競技団体、関係機関及び関係団体の協力を得ながら、食品衛生及び環境衛生に配慮するとともに、防疫体制及び医療体制を確立する。

3 内容

(1) 医療救護

大会参加者等の傷病の発生に速やかに対処するため、関係機関・団体等の協力を得て、各競技会場に救護所を設置するとともに、応急処置及び必要に応じた医療機関への移送等、医療救護体制を整える。

(2) 防疫

大会参加者等の感染症の発生を防止するため、関係機関・団体等の協力を得て、防疫体制を整えるとともに、衛生に対する意識の向上を図る。

(3) 食品衛生

大会参加者等の食中毒の発生予防に努め、飲食物の安全を期するため、関係機関・団体等の協力を得て、宿舍及び食品取扱施設等の監視、指導を行うとともに、食品衛生に対する意識の向上を図る。

(4) 環境衛生

大会参加者等に清潔で快適な環境を提供するため、関係機関・団体等とはもとより、広く市民の協力を得て、宿舍の衛生対策、廃棄物の適切な処理、ねずみ・衛生害虫等の駆除、飲料水による事故の防止、動物の適正管理等に努めるとともに、環境衛生に対する意識の向上を図る。

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ標準献立作成方針

1 目的

この方針は、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポに参加する選手等が最良のコンディションで活躍できるよう、栄養面や衛生面を考慮し、かつ、滋賀県らしさを盛り込んだ食事を宿泊施設で提供するために、標準献立を作成することを目的とする。

2 栄養基準量

標準献立における選手等の1日当たりの栄養基準量は、おおむね下表を目安とする。

	エネルギー	タンパク質	脂質	炭水化物	無機質		ビタミン				食物繊維
					カルシウム	鉄	A	B1	B2	C	
	kcal	g	g	g	mg	mg	μgRE	mg	mg	mg	g
男性	3,000	105	65	500	800	12	900	1.8	2.0	150	20
女性	2,500	85	55	420	650	14	700	1.5	1.6	150	18

3 食品構成

上記の栄養基準量に対応した食品構成は、おおむね下表を目安とする。

食品群	1日当たりの摂取量 (g)		食品群	1日当たりの摂取量 (g)	
	男性	女性		男性	女性
穀類	510	400	緑黄色野菜	180	180
肉類	100	100	その他の野菜	200	200
魚介類	70	70	海藻類	4	4
卵類	60	60	きのこ類	15	15
豆・豆製品	100	100	果物類	200	200
乳・乳製品	300	300	砂糖類	25	25
いも類	100	100	油脂類	25	25

4 選手のコンディションづくりへの配慮

標準献立は、競技前後の選手のコンディションを考慮し、消化吸収がよく、体力維持と疲労回復に効果的な食事内容となるよう配慮する。

5 食材

食材は、両大会開催期間中に入手しやすく、かつ、食事料金も考慮のうえ、利用可能なものを選定する。

また、滋賀県産の食材を積極的に活用する。

6 滋賀県らしさ

琵琶湖に象徴される豊かな自然とおだやかな気候に育まれた県内各地の特産物や郷土料理を積極的に取り入れ、滋賀県らしいおもてなしを盛り込んだ献立を作成する。

7 調理方法

肉類や魚介類は加熱調理するなど、衛生上の配慮をしたものとする。

また、多くの宿泊施設において標準献立を活用できるよう、特別な調理法や器具を使わず容易に調達できるものとする。

8 作成する献立数

作成する献立数は、おおむね次のとおりとする。

朝食	夕食
3 例	3 例

9 標準献立の普及等

- (1) 作成した標準献立の普及を図るため、献立ごとに特徴、栄養分データ、食材等の分量、調理方法等を記した「標準献立集」を作成する。

また、宿泊施設等に対し、国スポ・障スポに参加する選手等の献立を調整する際の参考としてもらうことを目的として、宿泊施設等に配布するとともに、ホームページに掲載し、その普及を図る。

- (2) 「標準献立集」には、標準献立のほか、以下の注意事項並びに選手等のコンディションづくりに適した食材・調理方法等についても記載する。

- ・アレルギー物質を含む食品に起因する健康被害を未然に防止するため、食品表示法によるアレルギー表示の基準に沿った使用食材を表示すること。
- ・食中毒等の発生防止に万全を期すため、使用食材、調理場や調理器具、調理方法等における衛生管理を徹底すること。